

非農地証明願について

これは「農地（登記地目）が現況農地でなくなった」ということの証明書です。
証明が受理・発行されますと、この土地の売買や貸借などに農地法の許可申請手続きなどは必要なくなります。

また、この証明書を使い、法務局で「地目変更登記」を行っていただくことで地目も変えることができます。

※法務局の地目変更については証明書の発行の際に詳しくご案内いたします。

必要書類が整いましたら農業委員会までご持参ください。

～ご不明な点は農業委員会事務局

62-4826 までご連絡ください～

〒986-0195

石巻市相野谷字旧会所前12番地1

河北総合支所 3階

石巻市農業委員会